



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局  
法制文書課

定期第524号 令和4年12月2日発行

## 目次

### 【告示】

番号	表題	担当課名
670	令和4年度ふぐ処理師試験を実施する件	消費者くらし安全局 安全衛生課
671	指定居宅サービス事業者を指定した件	長寿いきがい課
672	同	同
673	指定介護予防サービス事業者を指定した件	同
674	同	同
675	都市計画を変更しようとする件	都市計画課
676	同	同
677	都市計画法の規定による工事が完了した件	同

徳島県告示第六百七十号

徳島県ふぐの処理等に関する条例（平成二十五年徳島県条例第五号）第七条の規定により、令和四年度ふぐ処理師試験を次のとおり実施する。

令和四年十二月二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 試験の日時

令和五年二月九日（木曜日）午前十時十分から

二 試験の場所

徳島市沖浜東二丁目一六番地 徳島市生涯福祉センター（ふれあい健康館）

三 受験願書の提出先

徳島市万代町一丁目一番地 徳島県危機管理環境部消費者くらし安全局安全衛生課内  
一般社団法人徳島県食品衛生協会

四 受験願書の受付期間

令和五年一月十日（火曜日）から同月二十日（金曜日）まで（徳島県の休日を含める  
条例（平成元年徳島県条例第三号）第一条第一項各号に掲げる日を除く。）とする。た  
だし、郵送による場合は、同月二十日までの消印があれば受け付ける。

五 受験願書の添付書類

写真（出願前六月以内に正面から撮影した無帽かつ無背景の上半身像で、縦三・セ  
ンチメートル横二・四センチメートルのものであって、その裏面に氏名及び撮影年月日  
を記入したものに限る。）

六 受験手数料

一万五千元（その額に相当する額の徳島県収入証紙を受験願書に貼付すること。）

七 受験願書の用紙の請求先

徳島市万代町一丁目一番地 徳島県危機管理環境部消費者くらし安全局安全衛生課内  
一般社団法人徳島県食品衛生協会

八 その他

この試験についての問合せは、徳島県危機管理環境部消費者くらし安全局安全衛生課  
（電話〇八八 六二一 二二二九）又は一般社団法人徳島県食品衛生協会（電話〇八八  
六二一 二二二九）へすること。

徳島県告示第六百七十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者として次のとおり指定した

令和四年十二月二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地		
あわふじ株式会社	吉野川市山川町村雲一九六番地	デイサービス忌部あわふじ	吉野川市山川町岩戸一番地	通所介護	令和四年十月一日
合同会社アルコバレ ーノ	徳島市津田町三丁目三番三五号	なないろなんぶ訪問看護ステーション	阿南市羽ノ浦町中庄中屋二二 一一	訪問看護	同
社会医療法人 凌雲 会	板野郡藍住町笠木字西野五 番地の一	訪問看護ステーション 昂	板野郡藍住町矢上字安任二三 七番地の一	同	同

徳島県告示第六百七十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者として次のとおり指定した

令和四年十二月二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

		指定居宅サービス事業者	
社会福祉法人飛鳥		所在地	
		徳島市北佐古一番町一番六号	
		指定居宅サービス事業を行う事業所	
社会福祉法人飛鳥福祉用具貸与販売事業所		所在地	
		徳島市北佐古一番町一番六号	
サービスの種類	福祉用具貸与	販売	同
指定年月日	令和四年十一月二日		

徳島県告示第六百七十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定した。

令和四年十二月二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地		
合同会社アルコバレ ーノ	徳島市津田町三丁目三番三五 号	なないろなんぶ訪問看護 ステーション	阿南市羽ノ浦町中庄中屋二 一一	同 介護予防訪問 看護	令和四年十月一日
社会医療法人 凌雲 会	板野郡藍住町笠木字西野五 番地の一	訪問看護ステーション 昂	板野郡藍住町矢上字安任二三 七番地の一	同	同

徳島県告示第六百七十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定した。

令和四年十二月二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

		指定介護予防サービス事業者			
社会福祉法人飛鳥		徳島市北佐古一番町一番六号			
		指定介護予防サービス事業を行う事業所			
社会福祉法人飛鳥福祉用具貸与販売事業所		徳島市北佐古一番町一番六号			
サービスの種類	介護予防福祉用具貸与	特定介護予防福祉用具販売	同	指定年月日	令和四年十一月二日

徳島県告示第六百七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案について、徳島県に意見書を提出することができる。

令和四年十二月二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 都市計画の名称及び種類

- 1 名称 徳島東部都市計画
- 2 種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 主な計画変更の内容

- 1 基本的考え方を変更する。
- 2 都市計画の目標を変更する。
- 3 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める方針を変更する。
- 4 主要な都市計画の決定の方針を変更する。

三 都市計画を変更する土地の区域

- 1 追加する部分  
なし
- 2 削除する部分  
なし
- 3 変更する部分  
なし

四 縦覧場所

徳島県県土整備部都市計画課、徳島市企画政策部都市計画課、鳴門市都市建設部まちづくり課、小松島市都市整備部まちづくり推進課、阿南市特定事業部まちづくり推進課、吉野川市建設部都市計画住宅課、石井町建設課、松茂町建設課及び北島町建設課

五 縦覧期間

令和四年十二月二日（金曜日）から同月十六日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分まで（徳島市企画政策部都市計画課にあつては、午前八時三十分から午後五時まで）

徳島県告示第六百七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案について、徳島県に意見書を提出することができる。

令和四年十二月二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 都市計画の名称及び種類

1 名称 徳島東部都市計画

2 種類 市街化区域と市街化調整区域との区分

二 都市計画を変更する土地の区域

1 市街化区域

(一) 追加する部分

市町名	大字名		字名	摘要
徳島市	東沖洲	二丁目	一部	
	津田海岸町		一部	
小松島市	中田町	根井	一部	

(二) 削除する部分

なし

2 市街化調整区域

(一) 追加する部分

なし

(二) 削除する部分

1 の(一)に同じ

三 縦覧場所

徳島県土整備部都市計画課、徳島市企画政策部都市計画課、鳴門市都市建設部まちづくり課、小松島市都市整備部まちづくり推進課、阿南市特定事業部まちづくり推進課、吉野川市建設部都市計画住宅課、石井町建設課、松茂町建設課及び北島町建設課

四 縦覧期間

令和四年十二月二日（金曜日）から同月十六日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分まで（徳島市企画政策部都市計画課にあつては、午前八時三十分から午後五時まで）

徳島県告示第六百七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十六条第二項の規定により、次のとおり工事が完了したことを公告する。

令和四年十二月二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

開発区域又は工区に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた者	
	住 所	氏 名
鳴門市撫養町木津字下川屋五八一番一の 部	徳島市山城西三丁目一 番地二	株式会社クラフト
同 里浦町里浦字恵美寿二五五番一	鳴門市里浦町里浦字恵美 寿三六六番地二	江原 知志
同 大津町吉永字西新八一番二及び八一 番二	板野郡北島町江尻字妙蛇 池三番地一	株式会社渡辺不動産
名西郡石井町高川原字高川原五一三番一及 び五一四番一	徳島市勝占町中須一六六 番地九	コウセイリアルエス テート株式会社
同 二九〇番一	名西郡石井町高川原字高 川原三五四番地一	濱口 照夫 濱口 栞
板野郡松茂町中喜来字前原西式番越三番七	板野郡藍住町矢上字江ノ 口一二五番地一 カーサ ・ボヌール一〇五号	岩田 ちなみ 岩田 唯史